

議案第 4 0 号	平成 2 8 年度水稻共済事業無事戻しについて
農業振興課	<p>平成 2 5 年度から平成 2 7 年度までに引き受けた水稻共済事業における無事戻しを実施するため、三田市農業共済条例第 3 6 条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>* 対象者 6 6 6 人 * 無事戻し額 6 2 8 , 6 0 7 円</p>
内 容	<p>【関係法令】 農業共済補償法第 102 条、三田市農業共済条例第 36 条</p> <p>(無事戻し)</p> <p>第 36 条 市は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、毎会計年度、農作物共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、議会の議決を経て、当該会計年度の前 3 会計年度間に共済責任期間が満了した共済目的に係る加入者負担共済掛金(以下この項において「共済掛金加入者負担分」という。)の 2 分の 1 に相当する金額{(当該前 3 会計年度間に共済金の支払を受け、当該会計年度の前 2 会計年度間にこの条の規定による無事戻し金(法第 102 条の規定による払戻金をいう。以下同じ。)の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻し金の合計金額を差し引いて得た金額)}を限度として、当該農作物共済加入者に対して無事戻し(同条の規定による払戻しをいう。以下同じ。)をすることができる。</p> <p>(1) 当該会計年度の前 3 会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき(当該会計年度の前 2 会計年度間に無事戻し金の支払を受けた場合において、当該無事戻し金の金額が共済掛金加入者負担分の 2 分の 1 に相当する金額以上の金額であるときを除く。)</p> <p>(2) 当該会計年度の前 3 会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の 2 分の 1 に相当する金額(当該会計年度の前 2 会計年度間に無事戻し金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該無事戻し金の金額を差し引いて得た金額)に満たないとき。</p> <p>2 市が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該共済目的の種類に係る第 78 条第 1 項の特別積立金の金額に当該共済目的の種類につき兵庫県農業共済組合連合会から法施行規則第 25 条第 4 項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。</p> <p>【共済目的】 水稻</p> <p>【対象年度】 平成 25 年度～平成 27 年度</p> <p>【対象者数】 666 名</p> <p>【無事戻し金額】 628,607 円</p> <p>(1) 市が負担する額(特別積立金) ※471,456 円</p> <p>(2) 兵庫県農業共済組合連合会へ請求する額 ※157,151 円</p> <p>ただし、(2)の金額が減額されたときは、減ぜられた額を限度として特別積立金の範囲内で(1)を増額する。</p>